別記第４号様式の２（第４条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】							
評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル	システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム	

項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策									
－	2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）								
－	リスク1：目的外の入手が行われるリスク								
1	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外：①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。 ②窓口において、申請書・届出書等の内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報が入手されない(本人及び世帯員以外の情報が含まれていないかを確認する)ように業務ルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けている。 ④個人情報の取扱に対する意識強化のために、年に1回以上、課内でセキュリティ研修を実施している。 システム：【国保システム】 ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携することにより、確実に対象を特定した連携を行うことにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。 【国保総合(国保集約)システム】 ①入手するデータは東京都国民健康保険団体連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック(＊)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ②システムでの検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ＊：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。			十分である	①特定個人情報を目的外で入手することが大田区が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程で禁じられている。 ②ルール・手続き等が定められており、かつ、業務がそれにしたがって運用されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認することができる。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
2	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手することを防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外：①本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような様式(書面)を使用している。また、記載要領・記載例の提示等により、不要な情報の記載を排除している。 ②業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けており、ルールに従って業務を行っている。 ③不必要な書類は受領しない運用としており、不必要な書類を提出された場合は返却している。 ④申請書・届出書の受理において不要な情報が記載されていないか等を確認する手続きを設けている。 システム：【国保システム】 ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を入力(登録)できないよう制御している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③区民情報系基盤システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(国保システムに提供されない)。 【国保総合(国保集約)システム】 ①入手元は、東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは東京都国民健康保険団体連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(＊)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ＊：ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。					

別記第４号様式の２（第４条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル		システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム			
項番	評価基準		措置					評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-				
-	リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク									
4	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①申請書等の受理はあらかじめ決められた窓口又は郵送によるものとし、本人又は代理人の本人確認を必ず行うものとする。 ②本人確認を行った上で所定の手続き(どの申請にはどの様式により、どの書類が必要となっているか等)により本人情報を入手している。それ以外の方法による入手を一切認めていない。			十分である	①届出やその受理は、あらかじめ定められた方法で行うルールを定めている。 ②ルール・手続き等が定められており、かつ、業務がそれにしたがって運用されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認することができる。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を入力(登録)できないよう制御している。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤区民情報系基盤システムとの通信は暗号化を実施している。 【国保総合(国保集約)システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③業務で必要としない情報を入力(登録)できないようシステムで制御している。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤入手元が東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を介して入手する。なお、通信は暗号化されている。 ⑥指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象・周期およびデータ定義等に従った内容でないとデータの送受信ができない。					
-	リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク									
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①運転免許証・個人番号カード等、本人確認ができるものの提示を必須としている。 ②聴聞の際には、申請者又は届出人から、家族構成・家族の生年月日等、本人でなければ知り得ない事項を確認した上で業務を行うルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。					

別記第４号様式の２（第４条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】							
評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル	システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム	

項番	評価基準		措置					評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	窓口で個人番号を入手する場合は、 ・個人番号カードの提示を受け、顔写真等から本人のもので間違いないことを確認する ・通知カード（番号法第7条）、個人番号カード（同第17条）の提示を受け、本人確認を行う ・確認した個人番号とシステムで保持している個人番号を照合確認する 等の本人確認と、本人の個人番号であることを確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。			十分である	①本人確認方法は、あらかじめ定められた方法で行うルールを定めている。 ②ルール・手続き等が定められており、かつ、業務がそれにしたがって運用されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認することができる。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 大田区に住民登録されていない対象者(遠隔地被保険者等)である者以外は、住民記録システムより個人番号情報を入手する(国保システムから個人番号を入力・登録しない)。 【国保総合(国保集約)システム】 東京都国民健康保険団体連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。					
7	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の正確性確保の措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①情報が不正に改ざんされないよう、申請書・届出書・電子媒体等は施錠できる保管庫に格納している。 ②申請書・届出書の記載情報が適正かを審査する手続き(他課への確認等)を実施するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③窓口で受領した申請書・届出書等の内容をシステムに入力前後に入力内容を確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。					
				システム	【国保システム】 ①システムへのデータ入力時や区民情報系基盤システムからのデータ連携時等に、不正なデータとなっていないか整合性チェック(正しいデータ型となっているか、矛盾したデータが存在していないか等)を実施している。 ②特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作を実施したか確認し不正なアクセスを監視している。 ④区民情報系基盤システムからのデータ連携処理が正常に完了したか監視している。 【国保総合(国保集約)システム】 ①システムへのデータ入力時や国保システムからのデータ連携時等に、不正なデータとなっていないか整合性チェック(正しいデータ型となっているか、矛盾したデータが存在していないか等)を実施している。 ②被保険者情報等のデータは、国保総合(国保集約)システムの処理で生成され、その処理結果は大田区及び東京都内他自治体の職員が確認する。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作を実施したか確認し不正なアクセスを監視している。					
8	・その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－					

【全項目評価書版】

評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム	

項番	評価基準		措置					評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
－	**リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク**								
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外：①申請書・届出書・電子媒体等を机上に放置しない等適切な管理を行い、開庁時以外は施錠できる保管庫に格納している。 ②事務処理の中で発生する個人情報を含む帳票類については、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、不要になったタイミングで速やかにシュレッダーで裁断している。 ③委託先事業者等に特定個人情報を提供する場合、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。 ④端末からデータ(ファイル等)を外部記憶媒体等に書き出していないか監視しており、書き出し処理を実施した場合、課内の業務担当係長に書き出した旨の通知が発報される。 システム：【国保システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。このため当該情報をデータベースから入手することは不可能となっている。 ⑤システムと操作端末間の通信は暗号化されている。 【国保総合(国保集約)システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。このため当該情報をデータベースから入手することは不可能となっている。 ⑤東京都国民健康保険団体連合会との通信回線は専用回線を使用している。また、大田区と東京都国民健康保険団体連合会の双方のネットワークにファイアウォールを設置することで限定された通信制御が施され、かつ、通信の暗号化を行っている。 ⑥システムの検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。			十分である	①漏えい・紛失をを防止するための手順が情報セキュリティ実施手順に定められている。 ②業務の実施方法が上記手順に基づき実施されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
－	**特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク**								
10	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	－				2025/5/26
－	**3. 特定個人情報の使用**								
－	**リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク**								
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要ない情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外：①大田区情報公開・個人情報保護審議会において承認を得られた情報項目以外はシステム及び電子記録媒体に保持することが禁止されている。 ②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定めている。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。 システム：【国保システム】 ①区民情報系基盤システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(システムに提供されない)。 規定された項目以外を連携しようとした場合も、システムは必要な項目のみ取り込みを行い、それ以外を取り込まない仕様とする。 ②新たな項目を紐付けしようとした場合でもシステムのデータベース(データテーブル)領域を拡張することはシステム管理者でなければ実施できないため、業務で必要としない情報項目をデータベース(データテーブル)に追加することはできない。			十分である	①大田区情報公開・個人情報保護審議会での承認を得ないと情報の紐付けを実施することはできない。 ②大田区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則により目的外の利用が禁じられている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要ない情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外：①他部署にて管理しているシステムの利用において、業務に関係のない情報の検索、閲覧、利用が禁止されている。 ②他部署にて管理しているシステム内で保持している情報を新たに業務で利用する場合、大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認を得る必要がある。 システム：①他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、参照権限しか付与されていない。また、参照できる情報項目が必要最小限に制限されている。参照できる情報項目は他部署でシステム的に制限されており、法律に基づいた閲覧制限を課せられている。 ②他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、必要最小限の人数としている。また利用にあたっては、他部署へ法律に基づいた申請を行うことが条件となっており、これに基づいて許可・不許可のシステム設定がなされる仕様となっている。					
13	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－				
－	**リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク**								

別記第４号様式の２（第４条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】

評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム	

項番	評価基準		措置					評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①生体情報の登録、ユーザID・パスワードの適切な管理について運用ルールが定められている。 ②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ③ログインしたまま端末を放置せず、離席時には画面ロックまたはログアウトすることやパスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ④パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。			十分である	①権限のない者の不正利用防止のための手順が情報セキュリティ実施手順に定められている。 ②業務が上記手順に基づき実施されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①システム認証は、庁内認証基盤とのシングルサインオン認証となっている。 ②Windows認証は、生体情報等による認証となっている。 ③システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。 【国保総合(国保集約)システム】 ①Windows認証とシステム認証は、ユーザIDと暗証番号による認証となっている。 ②システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てる。					
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①システム利用権限の付与・変更・失効は、システム管理者以外は実施しない運用としている。 ②他部署職員が国保システムを利用する場合、又は利用する職員に変更が発生した場合、申請書により所定の審査・承認を経て利用権限を付与・変更するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③権限の失効は、システム管理者にて人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを速やかに削除する手順を設けている。					
				システム	【国保システム】 個人・所属グループ(課・係等)単位でアクセス権限を発効・失効する機能を設けており、アクセス権限の発行・失効を行う職員(システム管理者)を限定している。 【国保総合(国保集約)システム】 ①システム利用権限の付与・変更・失効は、大田区職員では実施できず、東京都国民健康保険団体連合会のシステム管理者でなければ実施できない。 ②システム利用権限の付与・変更・失効は、所定の様式・手続きでしか行われない。また、当該手続きには、システム管理者の承認が必要となる。					
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①システム管理者が人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを削除する手順を設けている。 ②アクセス権限は割り振られたIDの一覧と業務の対応表を作成し不正なアクセスを監視している。					
				システム	【国保システム】 ①個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ②システム管理者は、システムのオンライン画面上でどのユーザにどの権限が付与されているかを確認することができる。 【国保総合(国保集約)システム】 ①システム利用権限の付与・変更・失効は、大田区職員では実施できず、東京都国民健康保険団体連合会のシステム管理者でなければ実施できない。 ②システム利用権限の付与・変更・失効は、所定の様式・手続きでしか行われない。また、当該手続きには、システム管理者の承認が必要となる。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。					
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。					
				システム	【国保システム】 ①個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ②当該記録については、一定期間保存することとしている。 【国保総合(国保集約)システム】 同上					
18	その他措置の内容	－	【措置の内容】	－	－					

【全項目評価書版】						
評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル	システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム

項番	評価基準		措置					評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
－	リスク3：従業者が事務外で使用するリスク									
19	リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①条例で事務の目的以外で特定個人情報を利用してはならないことを定めている。 ②不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。			十分である	①特定個人情報を目的外で利用することが大田区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則で禁じられている。 ②ルール・手続き等が定められており、かつ、操作履歴確認作業等の業務がそれにしたがって実施されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が･いつ･どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 【国保総合(国保集約)システム】 同上					
－	リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク									
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ②委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項(個人情報の複製の禁止、委託業務終了時の個人情報の削除･返還等)を別途定めている。 ③外部記憶媒体にデータをコピーする場合、管理者の許可を得るルール及び手順を定めており、ルールに従って業務を行っている。 ④端末からデータ(ファイル等)を外部記憶媒体等に書き出していないか監視しており、書き出し処理を実施した場合、課内の業務担当係長に書き出した旨の通知が発報される。			十分である	①特定個人情報を不正に複製することが大田区が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程で禁じられている。 ②ルール・手続き等が定められており、かつ、操作履歴確認作業等の業務がそれにしたがって実施されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が･いつ･どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ②不正な操作(特定個人情報の不正利用)が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 【国保総合(国保集約)システム】 個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が･いつ･どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。					
－	特定個人情報の使用におけるその他のリスク									
21	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	システム	－					2025/5/26
－	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
－	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク委託契約終了後の不正な使用等のリスク再委託に関するリスク									
22	情報保護管理体制の確認	委託先における情報保護管理体制の確認を行うこと	【確認方法】	システム以外	①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②個人情報の取扱に関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「情報セキュリティ体制の報告、責任者等の特定、定期及び事故発生時の報告、立入検査等」について明記した契約を締結している。 ③委託契約締結時、委託先事業者に情報セキュリティ体制の報告・責任者等の特定を義務付けている。 ④委託契約中は、定期報告・事故発生時の報告を受けるだけでなく不定期に立入検査を行い、情報保護管理体制を確認している。 ⑤上記について問題を認識した場合は、即座に委託先統括リーダーに業務改善の指示を行っている。改善指示を受けた委託先事業者は、業務改善計画を立て、定期研修のほかスポット研修を実施して再発防止に取り組むことを契約仕様書に記載しており、かつ運用されている。 ⑥委託先事業者との定例会を1か月に1回開催しており、その中で問題と改善案を検討し、決定した改善方法により業務を運用している。					

【全項目評価書版】

評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル	システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム	

項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
23	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行うこと	【具体的な制限方法】	システム以外	①委託契約書において、委託先の要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。 ②システムの利用権限の追加及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てユーザIDを付与している。 ③システムの利用権限の追加及び変更は、システム管理者でしか設定することはできない。 ④システムの利用には生体認証を用いたうえで要員ごとにユーザIDと紐付を行い、利用状況を確認し不正なID利用が無いように監視している。 ⑤委託事業者に付与する権限は業務上必要最小限の権限を割り当てている。 ⑥不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、定期的に操作履歴のログを確認し不正な書き出しがないか点検を行っている。		制限している	十分である	①個人情報を取り扱う委託契約締結時に必ず「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約仕様書に付すことが義務付けられている。 ②ルール・手続き等が定められており、かつ、操作履歴確認作業等の業務がそれにしたがって実施されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。 ④社会保険診療報酬支払基金の評価については別途実施しており、公表している評価書において評価内容を確認し、大田区においても内容は十分であると確認した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 個人・所属グループ(課・係等)単位でアクセス権限を発効・失効する機能を設けており、アクセス権限の発行・失効を行う職員を限定している。					
24	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	特定個人情報ファイルの取扱いに関わる報告を定期的(日次・月次)に受け、報告書を納品物に指定している。		記録を残している			
				システム	【国保システム】 個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。					
25	特定個人情報の提供ルール （委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法）	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること（委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法）	【確認方法】	システム以外	提供の禁止を契約書に明記している		定めている			
26	特定個人情報の提供ルール （委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法）	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること（委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法）を設けること	【確認方法】	システム以外	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①大田区から提供を受けた特定個人情報データの外部持ち出しの禁止 ②作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適切に返却・消去すること ③大田区から提供を受けた特定個人情報データの目的外利用の禁止 ④大田区から提供を受けた特定個人情報データの複写及び複製の禁止 大田区で以下の運用ルールを定めている。 ①システム保守事業者等が個人情報データを庁内から外部に持ち出す場合は、「外部持ち出し申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得なければならない。 ②外部記憶媒体を用いて大田区と委託先事業者との間で個人情報の受け渡しを行う場合、「メディア受け渡し票」により外部記憶媒体の受け渡し履歴を記録しなければならない。		定めている			
27	特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先における特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適正に返却・消去すること ②データ消去をした場合は、データ消去報告書を提出すること		定めている			
28	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①大田区から提供を受けた特定個人情報データの外部持ち出しの禁止 ②作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適切に返却・消去すること ③大田区から提供を受けた特定個人情報データの目的外利用・第三者への提供の禁止 ④大田区から提供を受けた特定個人情報データの複写及び複製の禁止 ⑤個人情報及び機密情報の保護、秘密の保持 ⑥責任者等の特定、教育の実施 ⑦定期及び事故発生時の報告、立入検査		定めている			

別記第４号様式の２（第４条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル		システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム			
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①再委託の原則禁止 ②やむを得ず再委託を実施する場合の手続き ③再委託先は受託者と同様の義務・責任を負うこと ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、 設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者 は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ 評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されていること ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、 開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上 のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆 弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのよう に確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること		十分に行っている			
30	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－					
－	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
31	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	－					2025/5/26
－	5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）									
－	リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク									
32	特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転の記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	区民情報系基盤システムにて保持しているログ情報(いつ・どの特定個人情報ファイルが・どこの課からどこの課へ提供されたか等のログ)の開示請求により、特定個人情報ファイルの提供・移転が番号法第19条の規定や条例に遵守しているかを確認することができる。		記録を残している	十分である	①番号法第19条・条例(移転)・大田区電子計算組織管理運営規則により、特定個人情報の提供・移転の記録及びその確認方法(手続き)が明文化されている。 ②システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。					
33	特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①他システムとの接続は大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認手続が必要であり、承認されないと他システムとの接続ができず、特定個人情報の提供・移転は行えないルールが定められている。 ②他部署からデータ抽出などの電算処理の依頼がある場合、所定の様式による申請後、内容を精査し承認手続きを経て処理を行うルールが定められている。 ③上記①②は、いずれも番号法第9条又は第19条に基づいて、承認手続きが行われる。		定めている			
34	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－					
－	リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク									
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	特定個人情報を提供・移転する際は、番号法第19条の規定や条例に基づいたものであることを条件とし、移転時においては移転先の課より申請書等を受領し、厳格な審査手続きを実施する。			十分である	①番号法第19条・条例(移転)・大田区電子計算組織管理運営規則、内部審査により、特定個人情報の提供・移転の記録及びその確認方法(手続き)が明文化されている。 ②システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①区民情報系基盤システムとの特定個人情報ファイルの連携は、FW等の通信機器の設定、連携のやりとり時にID・パスワードを要求する(FTP)等の対応を実施する。 ②国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。					
－	リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク									
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	他システムとの接続は大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認手続が必要であり、承認された相手のみ提供・移転が可能である。				①大田区電子計算組織管理運営規則により、特定個人情報の提供・移転の記録及びその確認方法(手続き)が明文化されている。 ②システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。 ②特定個人情報ファイルの値に誤り等がないかチェックする機能をシステムに設ける。					
－	特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク									
37	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	－					2025/5/26
－	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続									

別記第４号様式の２（第４条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】											
評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル			システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム			
項番	評価基準		措置					評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日	
－	リスク1：目的外の入手が行われるリスク										
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。 ②個人情報の収集については、条例にて取り扱う事務の目的を明確にし、事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならないと定めている。 ③届出・申請等の様式について、住民基本台帳事務処理要領に記載の参考様式を基に届出者・申請者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定している。 ④窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないように対策している。			十分である	①番号法第19条・条例(移転)・大田区電子計算組織管理運営規則により、特定個人情報の提供・移転の記録及びその確認方法(手続き)が明文化されている。 ②システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③区民情報系基盤システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(国保システムに提供されない)。						
－	リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク										
39	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、安全が保たれない方法によって特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 <パスワード> ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにする。			十分である	①権限のない者の不正利用防止のための手順が情報セキュリティ実施手順に定められている。 ②番号法第19条・条例(移転)・大田区電子計算組織管理運営規則により、特定個人情報の提供・移転の記録及びその確認方法(手続き)が明文化されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①国保システムからの情報提供ネットワークシステムへの接続はできない設定としている。 ②情報提供ネットワークシステムとの接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用して基盤システムのみが接続可能とすることにより安全性を確保している。 ③庁内のネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離し、インターネット接続環境からの通信をできないようにしている。 ④サーバー等のハードウェアはデータセンタ内に設置しており、また接続できる端末はスイッチ・ファイヤーウォールで必要最小限に制御されている。						

別記第４号様式の２（第４条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】						
評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル	システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム

項番	評価基準		措置					評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
－	リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク									
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①入手された情報は職員が目検によりチェックする。チェックの結果、不正確な情報であった場合は、情報の提供先に修正要請を行う。			十分である	①ルール・手続き等が定められており、かつ、業務がそれにしたがって運用されている。 ②システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認することができる。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①情報提供ネットワークシステムにデータを提供する際、及び情報提供ネットワークシステムからデータを取得しシステムに取り込む際は、データ入力値に矛盾がないかなどバリデーションチェック等により不正確なデータの提供・取り込みを抑止している。 ②国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持し定期的に確認している。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④番号法別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手する。 ⑤提供先において、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。 ⑥特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。				
－	リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク									
41	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所に保管している。 ②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーで裁断している。 ③窓口にて記載された届出書・申請書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に当区の規定に従って施錠・保管している。 ④情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等を防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去している。 ⑤情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置していない。 ⑥上記①から⑤においてのルールが定められており、かつ運用されている。			十分である	①ルール・手続き等が定められており、かつ、業務がそれにしたがって運用されている。 ②システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認することができる。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ②個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④システムが利用できる端末を限定している。 ⑤区民情報系基盤システムとの通信は暗号化を実施している。				
－	リスク5：不正な提供が行われるリスク									
				システム以外	①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認している。 ②業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けており、ルールに従って業務を行っている。 ③システムにデータを入力・訂正・削除する場合、複数人でチェックしている。 ④定期的に不正なデータが入力されていないかデータチェックを実施している。					

別記第４号様式の２（第４条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】							
評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル	システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム	

項番	評価基準		措置					評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム	【国保システム】 ①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ②システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤システムが利用できる端末を限定している。			十分である	①ルール・手続き等が定められており、かつ、業務がそれにしたがって運用されている。 ②システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認することができる。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
－	リスク6：不適切な方法で提供されるリスク									
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けており、ルールに従って業務を行っている。 ②システムにデータを入力・訂正・削除する場合、複数人でチェックしている。			十分である	①ルール・手続き等が定められており、かつ、業務がそれにしたがって運用されている。 ②システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認することができる。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ②システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤システムが利用できる端末を限定している。 ⑥情報提供ネットワークシステムから配信される情報（照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報）に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。また、情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。					
－	リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク									
44	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、誤った特定個人情報を提供してしまうリスク、誤った相手に特定個人情報を提供してしまうリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認している。 ②業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けており、ルールに従って業務を行っている。 ③システムにデータを入力・訂正・削除する場合、複数人でチェックしている。 ④定期的に不正なデータが入力されていないかデータチェックを実施している。			十分である	①ルール・手続き等が定められており、かつ、業務がそれにしたがって運用されている。 ②システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認することができる。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①国保システムから特定個人情報を提供・移転する先は区民情報系基盤システムに限定され、提供先を変更するにはサーバ内のプログラム及びファイヤーウォール等の通信機器設定を変更する必要がある。当該変更を実施できるのは特定のシステム事業者のみに限定されており、システム事業者の悪意による行為を防ぐために、サーバルームへの入室管理と操作ログの採取を実施している。 ②中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際に、情報提供許可情報と情報照会者への経路情報を受領した上で、照会内容に対応した情報提供を行う。また、保管されたアクセス記録より提供先情報を抽出する機能を有している ③情報提供ネットワークシステムから配信される情報（照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報）に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。					

別記第４号様式の２（第４条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】

評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル	システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム	

項番	評価基準		措置					評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
－	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク									
45	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－						
－	7. 特定個人情報の保管・消去									
－	リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク									
46	①NISC政府機関統一基準群	N/A					政府機関ではない			
47	②安全管理体制	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	【整備状況】	システム以外	情報セキュリティ管理体制について各責任者および担当者を定めている。		十分に整備している			
48	③安全管理規程	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理規程を整備すること	【整備状況】	システム以外	情報セキュリティの手順文書において、次の事項を規定している。 ①情報資産の分類と管理 ②人的な情報セキュリティ対策 ③物理的な情報セキュリティ対策 ④技術的な情報セキュリティ対策 ⑤運用におけるセキュリティ対策		十分に整備している			
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	職員全員が利用しているグループウェアに掲示し周知している。		十分に周知している			
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 ・鍵のついた書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ②帳票類・電子データ・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③サーバや端末等について、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定 ・入退室管理 ・ラックの施錠管理 など ④バックアップデータは世代管理を行うとともに、遠隔地保管を行っている。 ⑤端末の廃棄を行う際は、データ消去証明書の提出を義務付けている。		十分に行っている			
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	ネットワーク構成図の整備、システム機器やソフトウェアのシステム機器管理台帳への記録、システム管理者以外のソフトウェアのインストールや設定変更の禁止、不正なソフトウェアコピーの禁止等のルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。		十分に行っている	十分である	①特定個人情報の老成・滅失・毀損防止のための手順が情報セキュリティ対策基準に定められている。 ②業務が上記手順に基づき実施されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 ①特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続はシステム管理者権限を付与された限られた人のみが行うことができ、操作ログを記録・保管している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③システムサーバ、及び端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス定義ファイルの定期的な更新及びウィルスチェックを行っている。 ④システムを利用できる端末をネットワークセグメント、ファイアウォール等で限定している。 ⑤ユーザーIDのパスワードを定期的に変更している。 【国保総合(国保集約)システム】 同上					
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の内容】	システム以外	①国保システムのバックアップデータの媒体保管・管理の手順を設けている。 ②バックアップされたデータ毎に保存期間を定めており、期間を過ぎたデータは削除している。		十分に行っている			
				システム	【国保システム】 ①ハードディスクやテープ記録媒体によるバックアップを実施している。 ②バックアップデータは、必要に応じて暗号化を施している。 ③テープ記録媒体に格納されたバックアップデータは、遠隔地保管(委託事業の保管庫内での保管・管理)を実施している。 ④テープ記録媒体の劣化防止対策としてクリーニング作業を実施し、一定回数以上の書き込みを実施した外部記憶媒体は適宜新品に交換している。					

別記第４号様式の２（第４条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】											
評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル			システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム			
項番	評価基準		措置					評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日	
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外	情報セキュリティ事故及びシステム障害を発見した場合の手順を以下のように定めている。 ①情報セキュリティ事故を発見した場合は、発生日時、事故・障害のあった対象、事故・障害の状況、業務への影響等を以下のルートで連絡・報告し、必要な措置を講じる。 第一発見者 ⇒ 当該係長 ⇒ システム担当係長⇒セキュリティ対策担当（管理係長） ⇒ 国保年金課長 ⇒ 区民部長及び情報政策課長 ②業務への影響を最小限にとどめるための代替手段を講じ、その旨を関係各機関に周知する。 ③事故・障害の情報を情報セキュリティ事故・システム障害報告書に記録し、発生後一定期間保管する。		十分に行っている				
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外			発生なし				
			【再発防止策の内容】	システム以外			発生なし				
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策を施している。		保管している				
				システム	－						
56	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－						
－	リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク										
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①申請書・届出書等からシステムに入力・登録する情報項目は、当日に入力・登録すべき情報のもれ等が発生しないよう、複数人による更新チェックを実施している。 ②バックアップデータは日次で取得しているため、データリストアを実施した場合、最も古くても1営業日前のデータに復旧することが可能となっている。 ③USBメモリを使用する場合は原則データの移動用途とし、使用後すみやかにデータ削除を実施している。また、削除したことの確認を実施している。			十分である	①バックアップ・リストアに関わる運用ルール・手順等が区民情報系システム運用方針書に定められている。 ②業務の実施方法が確立されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 保管している特定個人情報が更新された場合、その都度区民情報系基盤システムを介して最新の情報を反映させる仕組みとなっている。 【国保総合(国保集約)システム】 保管している特定個人情報が更新された場合、その都度最新の情報を反映させる仕組みとなっている。						

別記第４号様式の２（第４条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	国民健康保険情報ファイル		システム名称	1. 国保システム 2. 国保総合(国保集約)システム			
項番	評価基準		措置					評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
－	**リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク**									
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外	①外部記憶媒体及び文書等の廃棄を行う場合は、「データ消去・媒体廃棄申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ②磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により完全消去する。当該消去作業を委託により実施する場合は、データを完全に消去した旨の報告書を納品物に指定している。 ③帳票等の文書廃棄は、事務処理等で不要となった都度、シュレッダーで裁断している。 ④情報毎に保存期限が決められており、保存期限を経過したものは定期的に溶解処分している。 ⑤USBメモリを使用する場合は原則データの移動用途とし、使用後すみやかにデータ削除を実施している。また、削除したことの確認を実施している。		定めている	十分である	①データ消去に関わる運用ルール・手順等が情報セキュリティ対策基準に定められている。 ②業務の実施方法が確立されている。 ③システムで実装している機能等が仕様設計書等で確認でき設計書通り運用されている。 以上より、「十分である」と評価した。	2025/5/26
				システム	【国保システム】 データの保存期限を経過したデータは、SV作業により適時でデータを削除することができる。 【国保総合(国保集約)システム】 同上					
59	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－						
－	**特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク**									
60	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－						

様式4　評価補足シート

【全項目評価書版】		
評価書番号及び評価書名	3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書

項番	評価基準		措置					評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容（評価書に記載すべき内容）	備考（補足確認内容）	確認結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果（評価書に記載されている選択肢）	評価結果に至った理由	実施日
Ⅳ　その他のリスク対策										
－	1. 監査									
－	監査									
1	自己点検の具体的なチェック方法	評価書に記載したとおりに運用がなされているか、およびその他特定個人情報ファイルの取扱いが適正かを評価担当部署において自己点検すること	【具体的なチェック方法】	システム以外	①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度の自己点検実施について、以下の内容を定めている。 ・実施計画の立案 ・点検項目による自己点検の実施 ・自己点検結果と改善策の報告 ・自己点検結果に基づく改善 ②所管における自己点検について、以下の内容を定めている。 ・課長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自己点検を実施する。また、必要に応じて、自己点検の結果について部長の評価を受ける。 ・課長は、自己点検の結果や評価の内容を踏まえ、実施手順の見直しを行う。実施手順の見直しに際しては、その結果等を課内及び関係者に十分に周知する。 ③区民部国保年金課　情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり。 令和7年6月10日			十分に行っている	①自己点検の実施についての運用ルール・手順等が情報セキュリティ標準実施手順に定められている。 ②自己点検の実施方法が確立されており、実際に行っている。 以上より、「十分に行っている」と評価した。	2025/5/26
2	監査の具体的な内容	評価書に記載したとおりに運用がなされているか、およびその他特定個人情報ファイルの取扱いが適正かを監査すること	【具体的な内容】	システム以外	①監査については、大田区情報セキュリティ対策基準、セキュリティ監査事務概要に記載がある。 ②毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。 ③監査は第三者（業務委託者）による助言型監査を行い、監査結果は指摘内容への回答を含めて、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 ④重点項目評価や全項目評価対象事務については、総務課において評価5年経過到達以前の定期再評価までに外部専門事業者による外部監査（事業名：特定個人情報保護評価書適正性確認事業）を周期的に実施し、評価書記入内容の適正な運用状況を確認する。この確認結果は、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会に概要報告と意見聴取を行ない、他の特定個人情報保護評価書の点検や特定個人情報の取扱いなどに役立てることとしている。			十分に行っている	①監査の実施についての運用ルール・手順等が情報セキュリティ標準実施手順に定められている。 ②監査の実施方法が確立されており、実際に行っている。 以上より、「十分に行っている」と評価した。	2025/5/26
－	従業者に対する教育・啓発									
3	従業者に対する教育・啓発の具体的な方法	特定個人情報を取扱う従業者等に対して、特定個人情報の安全管理を図るために教育・啓発を行い、違反行為を行った従業者等に対して措置を講じること	【具体的な方法】	システム以外	【大田区全体の対応】 ①研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、情報セキュリティ対策担当等と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 ②毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。 ③研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。 ④研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 【国保年金課の対応】 従事者に対して、年１回以上、以下に関する研修を実施している。 ・セキュリティ基本方針・対策基準・実施手順の理解 ・個人情報の取扱い ・外部記憶媒体の適切な利用と管理 ・パスワード管理について　等			十分に行っている	①教育についての運用ルール・手順等が情報セキュリティ標準実施手順に定められている。 ②研修等の実施方法が確立されており、実際に行っている。 以上より、「十分に行っている」と評価した。	2025/5/26
－	その他のリスク対策									
4	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－						